

風水害で被害を受けた方へ

風水害などで被害を受けた方は、り災証明書を区役所等の担当窓口へ提出するなどにより、次のような救済・支援制度等を受けることができます。詳しくは担当窓口へお問合せください。

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
り災証明書	戸籍課 総務課	341-1115 341-1225	り災証明書は、自然災害によって生じた被害(家屋の損壊や床上浸水等)に関する証明書です	災害により受けた被害程度が記入された証明書です	<u>申請の際は事前にお問合せください。</u>

《南区役所で手続きするもの》

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き	窓口
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の減免 ※償却資産については裏面	税務課 家屋担当	341-1163	家屋等の損害が1/10以上	被害の程度に応じて税額が減免される場合があります	詳しくは担当窓口へお問合せください	3階31番
	税務課 土地担当	341-1161	地すべり・がけ崩れ等により損害を受けた方 農地で年間収穫高が2/10以上減少した方			
市県民税の減免	税務課 市民税担当	341-1157	住宅又は家財の減失・き損が3/10以上(所得等要件あり)	3階33番		
市税の徴収猶予	税務課 収納担当	341-1169	一時に納付・納入することが困難な方	市税の徴収を猶予される場合があります		3階34番
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 保険係	341-1126	・家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方 ・床上浸水	保険料が減免される場合があります		2階18番
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収猶予			一時に納付・納入することが困難な方	保険料の徴収が猶予される場合があります		
介護保険料の利用者負担額の減免			半壊半焼以上	利用者負担額が減免される場合があります		
国民健康保険の一部負担金の減免		341-1128	半壊半焼以上	入院時の一部負担金が減免される場合があります	2階19番	
後期高齢者医療の一部負担金の減免	住宅等の財産の損害額がその価値の3/10以上で、かつ世帯収入が一定以下の場合等					
国民年金保険料の免除	保険年金課 国民年金係	341-1129	財産価格のおおむね1/2以上の損害	災害により住宅、家財、その他の財産に被害を受けた時に保険料が減免される場合があります	2階20番	
障害福祉サービスの利用者負担額を一定期間免除	高齢・障害支援課 障害者支援担当	341-1141	半焼・半壊以上の損害を受けた世帯に属する支給決定障害者等	利用者負担額が一定期間減免される場合があります	2階23番	
保育所保育料の減免	こども家庭支援課	341-1149	半焼・半壊以上、床上浸水	保育料が一定期間、免除される場合があります	2階25番	
消毒の支援	生活衛生課 環境衛生係	341-1192	床上・床下浸水した世帯	消毒方法の説明等	4階43番	

《その他官公庁で取り扱うもの》

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き
一般廃棄物処理手数料の減免	資源循環局 南事務所	741-3077	自然災害等	火災等により生じた廃棄物を被災者自ら施設に搬入する場合、廃棄物処理手数料のみを減免できる場合があります	事前に申請手続きが必要です。(罹災日から90日以内)申請の際に罹災証明書を添付してください
市営住宅の一時使用	建築局 市営住宅課	671-2923		災害により住宅を失った方に対して、緊急的に市営住宅の一時使用を許可することができる場合があります。	罹災証明書・住民票が必要です。詳しくは担当窓口へお問合せください
水道料金等基本料金相当額減免	水道局 中村水道事務所	お客さまサービスセンター 847-6262		風水害等により被害が発生したときは水道料金等基本料金相当額の減免を受けられる場合があります。	詳しくは担当窓口へお問合せください
中小企業の経営に関する相談	経済局 金融課	662-6631		中小企業の経営に関する相談をお受けします	
固定資産税(償却資産)の減免	財政局償却資産課	671-4384		被害の程度に応じて税額が減免される場合があります	
雑損控除(災害減免)	横浜南税務署	789-3731(代)		所得税の全部または一部については軽減される場合があります	
県税の軽減(個人事業税・不動産取得税)	戸塚県税事務所	881-3911(代)		納税の猶予などができる場合があります	
自動車税の軽減	県自動車税管理事務所	716-2111(代)		自動車災害で損害を受け運行不能になった場合に自動車税が軽減される場合があります	

その他(見舞金等)

項目	担当課	電話番号	対象	内容	手続き	窓口
見舞金等	福祉保健課	341-1182	自然災害等	一定の被害を受けた方(被害の状況を調査し、対象者を認定)には、見舞金等をお渡しします	詳しくは担当窓口へお問合せください	4階 42番
	南区社会福祉協議会	260-2510			区役所の調査を踏まえて交付しますので、南区役所福祉保健課にお問い合わせください	
生活福祉資金貸付	南区社会福祉協議会	260-2510	低所得世帯(収入基準あり)	災害で住居、家財、生活用品を失った場合に資金貸付を行います(貸付には審査があります。)	罹災から6か月以内に、罹災証明書・必要経費の見積書を添付し提出してください。(収入基準や申込方法については事前に担当窓口におたずねください。)	